

報告者

二本松利忠先生

最近の面会交流事案からうかがえる 家族の実相と『子の福祉』について

家裁に申し立てられる面会交流事件には、背後にDV、子の奪取、他方配偶者の了解がない「子連れ里帰り」などの問題があって高葛藤の事案が少なくない。これらの事件の多くは、家事調停で面会交流について一応の合意がなされ、あるいは家事審判で面会交流が命ぜられても、継続的な履行が困難である。これらのケースのいくつかを紹介して、最近の家族の実相と「子の福祉」についてどう考えるべきかの参考に供したい。



二本松利忠先生

●所属

京都大学大学院法学研究科教授

●プロフィール

二本松先生は家庭裁判所でのご経験が長く、最高裁事務総局家庭局長として全国の家庭裁判所の統括、家裁に関連する立法（少年法改正、家事審判法改正、児童虐待法改正等）の政策立案とその実施に関する事務等を担当されたのち、京都家庭裁判所長を務められました。

日時：2018年10月5日(金) 17:00~

場所：京都大学文学部校舎5階 社会学共同研究室

主催：文学研究科アジア親密圏/公共圏教育研究センター（ARCIP）